

マイページ

mypage.manulife.co.jp

- 積立金額・解約返戻金額・払込保険料累計額のご確認
- 積立金の移転(スイッチング)・繰入割合のご変更
- 目標到達時災害保障付終身保険移行特約の中途付加、解約、目標値変更
- 住所・電話番号等の変更、振替口座変更など、各種手続き
- 控除証明書の電子データ等のダウンロード 等

ご登録はこちら



コールセンター

0120-063-730 受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 契約内容・積立金額のご照会
- 各種手続きのご案内
- 特別勘定のユニットプライスのご照会
- 各種手続き書類のご請求 等

運用レポートのお知らせ

各種レポートを契約者にお知らせします。

- 変額保険Ⅰ型(有期型)特別勘定運用実績のお知らせ(年2回:6月・12月末の情報)
- 変額保険Ⅰ型(有期型)半期運用報告書(年2回:6月・12月末の情報)
- (特別勘定)決算のお知らせ(年1回:3月末の情報)

契約者が法人となる場合は、次の資料をあわせてご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

マニュライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。
生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。
募集人の権限等の確認は、マニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニュライフ生命保険株式会社

●担当は

コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

本社:〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ: www.manulife.co.jp

こだわり 変額保険 v2

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)



この商品はマニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、
お申込みに際しての重要な事項を、次の書面に分類してご説明しています。

契約概要

注意喚起情報

契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。

ご契約前に必ず確認していただきたい書面等

名称	記載内容
設計書	保険金額・保険料 等
ご契約のしおり／約款	保障内容の詳細や保険用語の説明 等
特別勘定のしおり	特別勘定の詳細 等
申込書	申込内容 等

生命保険のお手続きや
ご契約に関する照会・苦情等は・・・

コールセンター
0120-063-730 受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

ホームページ：www.manulife.co.jp

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」

指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。

参照 くわしくは、
P.53「15.各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口(注意喚起情報)」をご覧ください。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

記載の支払事由や給付に関しての制限事項は、
概要や代表例を示しています。
支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、
「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご確認ください。

※ この書面に記載している保障内容等は、概要や代表的な事例です。

契約概要 | 目次

1	引受保険会社	P.4
2	商品の特徴	P.4
3	主契約	P.8
4	特約	P.9
5	引受条件	P.17
6	解約および基本保険金額の減額	P.19
7	契約者配当金	P.20
8	契約者貸付制度	P.20
9	保険料払込の自動停止	P.21
10	変更の取扱い	P.22
11	特別勘定	P.23
12	諸費用	P.26

1 引受保険会社

商 号：マニユライフ生命保険株式会社
 本 社 所 在 地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
 東京オペラシティタワー30階
 連 絡 先：コールセンター TEL：0120-063-730
 ホームページ：www.manulife.co.jp

2 商品の特徴

- 正式名称は、変額保険Ⅰ型(有期型)です。
- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額および満期保険金額等が変動する変額保険です。
- 健康状態等の告知を行い、契約後すぐに基本保険金額の保障が確保できる「告知ありタイプ」と、健康状態等の告知なしで第1保険期間終了後に基本保険金額の保障が確保できる「告知なしタイプ」から選択いただきます。

告知ありタイプ	初期抑制型死亡のみ保障特則を適用しない場合のご契約です。
告知なしタイプ	初期抑制型死亡のみ保障特則を適用する場合のご契約です。

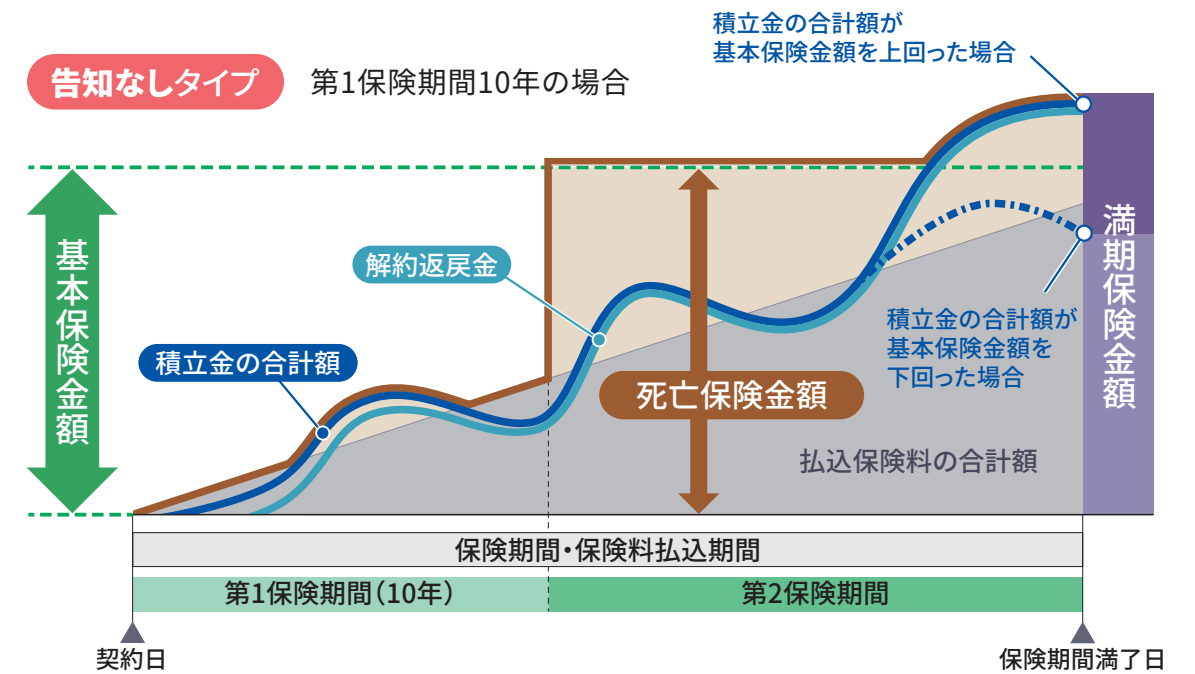
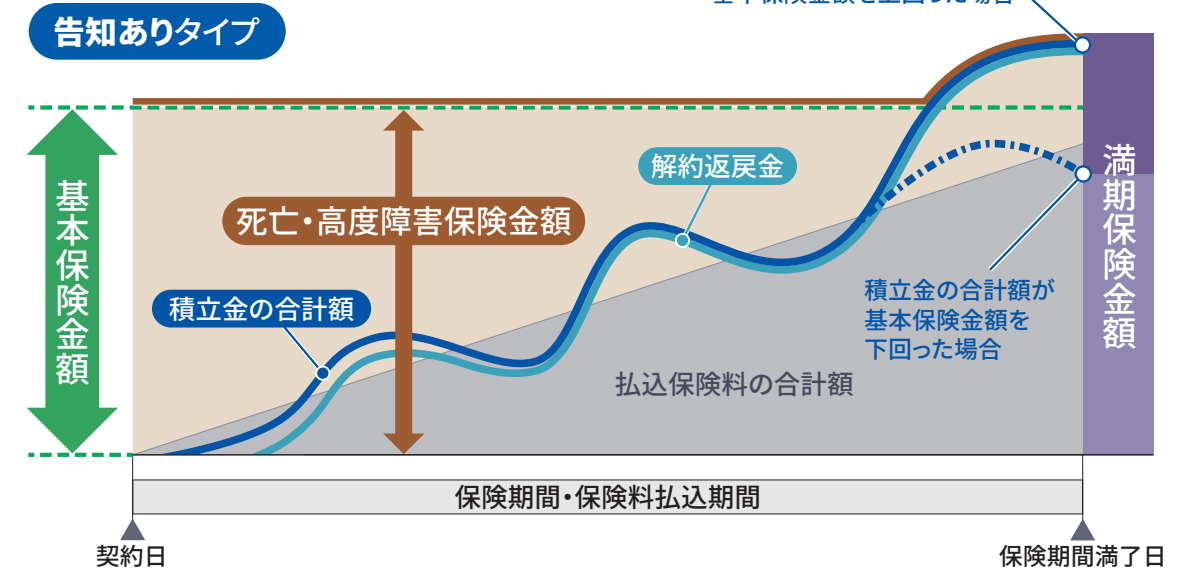
※ 契約後は、タイプの変更はできません。

- 告知ありタイプの場合、被保険者が保険期間中に死亡されたときは死亡保険金、所定の高度障害状態に該当されたときは高度障害保険金をお支払いします。死亡保険金および高度障害保険金は、基本保険金額を下回ることはありません。
- 告知なしタイプの場合、被保険者が保険期間中に死亡されたときは死亡保険金をお支払いします。保険期間は第1保険期間と第2保険期間に分かれています。第1保険期間は10年または15年から選択できます。第1保険期間は死亡保険金額が抑えられており、第2保険期間は死亡保険金額が大きくなり、基本保険金額の保障が確保できます。

次のページへ続く ➡

- 被保険者が保険期間満了時に生存されているときは満期保険金をお支払いします。**満期保険金には、最低保証はありません。**
- 目標到達時災害保障付終身保険移行特約を付加した場合、解約返戻金額が目標額に到達したときに、災害保障付終身保険への移行が行われます。
- 告知ありタイプは、特定疾病保険料払込免除特約A型(変額保険用)を付加した場合、保険料払込期間中に特定疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態に該当すると、それ以後の保険料のお払込みが免除されます。
- お払込みいただく保険料のうち、その一部はご契約の締結や維持、保険金額の最低保証に必要な費用等にあてられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。

[イメージ図]



※「告知なしタイプ」では、高度障害に対する保障はありません。

※ 図は、将来の積立金の合計額、死亡保険金額および満期保険金額等を保証するものではありません。

※ 契約内容によって、積立金の合計額・解約返戻金額等の推移は異なります。



- 契約後に、第1保険期間を変更することはできません。
- 「初期抑制型死亡のみ保障特則」を単独で解約することはできません。
- この保険が消滅する場合、「初期抑制型死亡のみ保障特則」も消滅します。

この保険の注意事項

- 解約返戻金額および満期保険金額には最低保証はありません。

この保険のリスク

- 特別勘定での運用実績によって、積立金の合計額、解約返戻金額、将来の死亡保険金額および満期保険金額等が変動（増減）します。
- 特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスクなどの投資リスクがあります。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動等により、次の金額*が払込保険料の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



積立金の合計額

解約返戻金額

満期保険金額

* 基本保険金額の減額をした場合は、その解約返戻金額との合計額

- 特別勘定の変更および積立金の移転（スイッチング）を行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

3 主契約

変額保険Ⅰ型（有期型）のお支払内容

被保険者が責任開始期以降に次の支払事由に該当したときに、保険金をお支払いします。

告知ありタイプ

保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	死亡したとき	次のいずれか大きい額 (1) 積立金の合計額 (2) 基本保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	責任開始期以降に発病した疾病または発生した傷害を原因として、所定の高度障害状態に該当したとき		被保険者*
満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき	積立金の合計額	満期保険金受取人

* 契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合には契約者にお支払いします。
 ※ 責任開始期以後の保険料払込期間中に、被保険者が次に該当した場合、以降の保険料の払込みが免除されます。
 ・ 不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に身体障害の状態に該当したとき

告知なしタイプ

保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	死亡したとき	次のいずれか大きい額 (1) 積立金の合計額 (2) 保険金額*	死亡保険金受取人
満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき	積立金の合計額	満期保険金受取人

* 保険金額は、次のとおり計算します。

保険期間	保険金額
第1保険期間	月払基準保険料 × 経過月数 ※ 経過月数は、契約日から被保険者の死亡日までの月数（月数未満切り上げ）
第2保険期間	基本保険金額

※ 保険金は、それぞれ重複してお支払いすることはありません。
 ※ 保険金を支払った場合、ご契約は消滅します。

参照 保険金が支払われない場合については、
 P.46「5.保険金をお支払いできない場合（注意喚起情報）」をご覧ください。

4 特約

■ 特定疾病保険料払込免除特約A型(変額保険用)

告知ありタイプ

保険料払込期間中に被保険者が次の保険料の払込免除事由に該当したときに、それ以後の保険料のお払込みを免除します。

保険料の払込が免除された場合には、払込方法(回数)にかかわらず、月単位の契約応当日ごとに月払基準保険料が払込まれたものとして取り扱います。

[対象となる特定疾病]

特定疾病	払込免除になる場合
悪性新生物 (ガン)	ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞 脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として所定の急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、つぎの【入院】もしくは【手術】のいずれかに該当したとき 【入院】 つぎのすべてを満たす入院をしたとき ① その入院が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院であること ② その入院が急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とした病院または診療所への入院であること 【手術】 つぎのすべてを満たす手術を受けたとき ① 急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする手術であること ② その手術が急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした病院または診療所における手術であること ③ その手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること

*「ガン責任開始日」とは、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

● 付加条件

保険期間の途中で、この特約を付加できません。契約締結時に付加いただきます。
初期抑制型死亡のみ保障特則とあわせて付加できません。

● 特約の解約

保険料の払込免除事由の発生前までは、この特約を解約できます。



- ガン責任開始日の前日以前にガンにかかったと診断確定されていた場合は、保険料の払込みは免除しません。
- 主契約に保険金削減法・特別保険料法による特別条件をつけて引き受ける場合は、この特約は付加できません。
- 上皮内ガンは、この特約の払込免除の対象ではありません。
- この特約により保険料の払込免除となった場合、下記の取扱はできません。
 - ・ 基本保険金額の減額
 - ・ 保険料払込の自動停止
 - ・ 払済の変額保険Ⅰ型(有期型)への変更
 - ・ 一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)への変更
 - ・ 災害保障付一時払終身保険への変更
 - ・ 払済定額終身保険への変更

■ 無配当年金特約

保険金を確定年金(5年または10年)でお支払いする特約です。

※ 年金額がマニユライフ生命所定の金額を下回る場合には年金支払の取扱いはできません。

※ 保険金をお支払いした後に、この特約を付加することはできません。

※ 年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りいただく年金額は、年金支払開始時点の基礎率等(予定利率等)によって計算されます。

■ 指定代理請求特約

被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者自身が請求できない所定の事情がある場合、被保険者に代わり、あらかじめご指定いただいた指定代理請求人が保険金等を請求できる特約です。

※ 告知なしタイプおよび法人契約には付加できません。

次のページへ続く ➡

■ 目標到達時災害保障付終身保険移行特約

契約日から10年経過後の契約応当日以後、解約返戻金額があらかじめ設定された目標額に到達した場合、災害保障付終身保険へ移行する特約です。

● 目標額

目標額 = 基本保険金額 × 目標値

※ 減額した場合の基本保険金額は、減額後の基本保険金額になります。

● 目標値

保険期間	目標値
10年*	125%～150% (5%刻み)
11年以上 20年以下	125%～150% (5%刻み)
21年以上	115%～150% (5%刻み)

※ 一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)への変更後のみ設定できます。

● 判定期間

契約日から10年経過後の契約応当日以後、毎営業日

※ **契約日から10年間および契約の効力が失われている場合(失効中)は、判定しません。**

● 付加条件

保険期間中にいつでも、特約の付加、または解約ができます。

※ 払済の変額保険Ⅰ型(有期型)および一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)へ変更後でも特約の付加、または解約ができます。

- ※ 下記の契約に付加できません。
- ・ 保険期間10年以下の契約
 - ・ 払済定額終身保険、災害保障付一時払終身保険に変更後の契約

● 目標額の変更

移行日前に限り、目標値を変更することにより目標額を変更できます。

[災害保障付終身保険への移行後の保障内容]

被保険者が災害保障付終身保険移行日以降に次の支払事由に該当したときに、保険金をお支払いします。

保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	死亡したとき	積立金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金 (告知ありタイプのみ)	責任開始期以降に発病した疾病または発生した傷害を原因として、所定の高度障害状態に該当したとき	積立金額	被保険者*
災害死亡保険金	不慮の事故を直接の原因として180日以内に死亡したとき、または感染症により死亡したとき	積立金額の110%	死亡保険金受取人
災害高度障害保険金 (告知ありタイプのみ)	不慮の事故を直接の原因として180日以内に高度障害状態に該当したとき、または感染症により高度障害状態に該当したとき	積立金額の110%	被保険者*

※ 契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には契約者にお支払いします。

※ 保険金を支払った場合、ご契約は消滅します。

※ 特別勘定での運用は行いません。

※ 満期保険金はありません。

※ **告知なしタイプは、移行後も高度障害保障はありません。**

※ 保険金は、それぞれ重複してお支払いすることはありません。

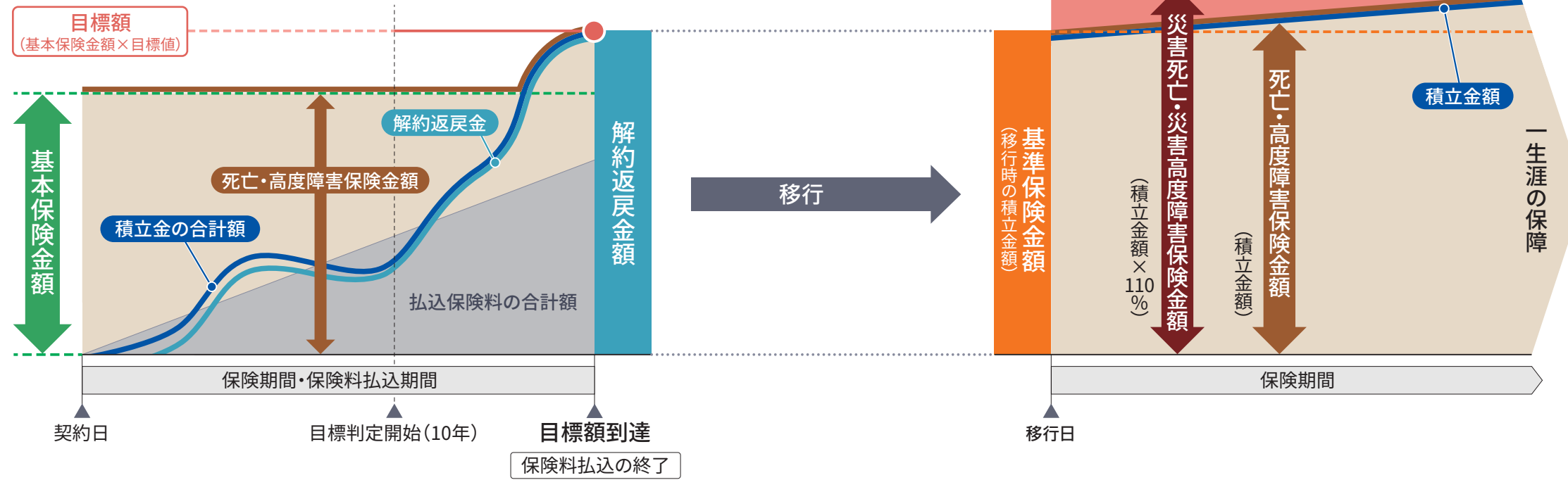
参照▶ 保険金が支払われない場合については、**P.46「5.保険金をお支払いできない場合(注意喚起情報)」**をご覧ください。

次のページへ続く ➡

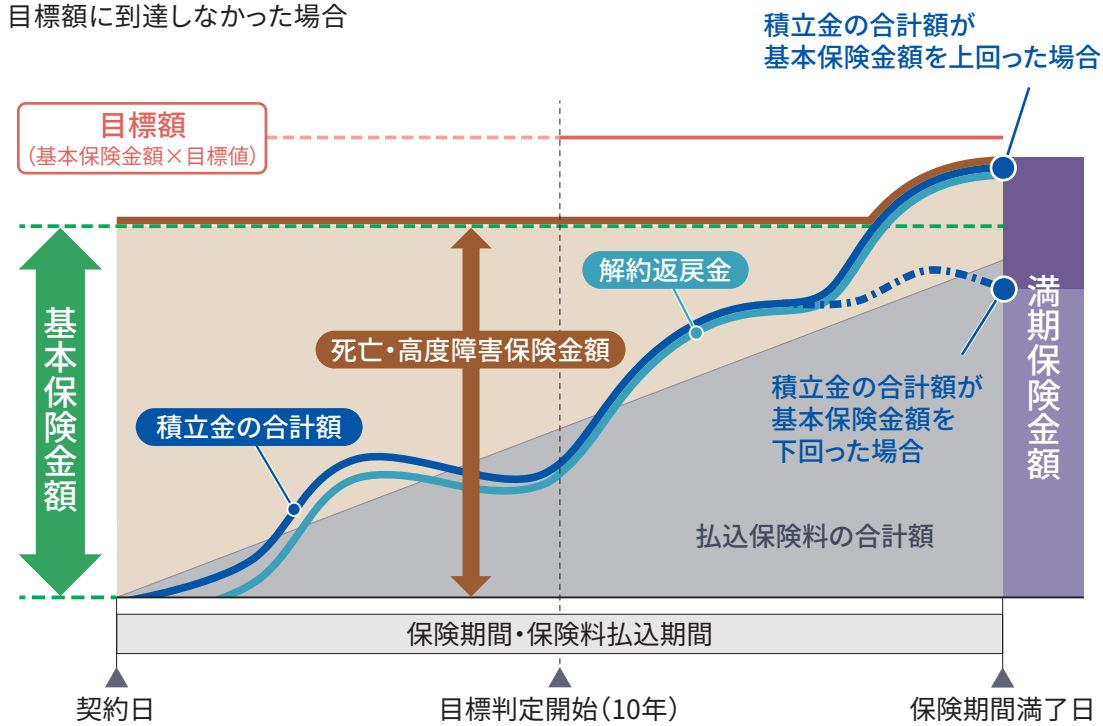
[イメージ図]

告知ありタイプ

- 目標額に到達した場合



- 目標額に到達しなかった場合



※ 図は、将来の積立金の合計額、死亡・高度障害保険金額および満期保険金額等を保証するものではありません。
 ※ 契約内容によって、積立金の合計額・解約返戻金額等の推移は異なります。



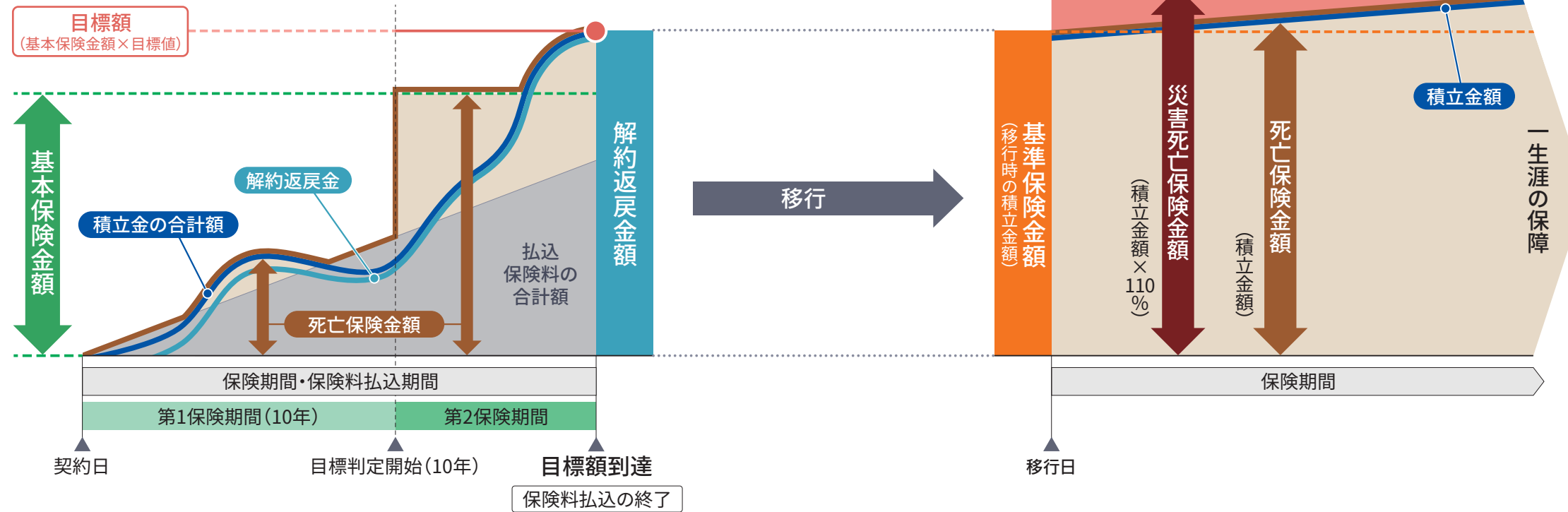
解約返戻金額が設定した目標額に到達しない可能性もあります。

次のページへ続く ➡

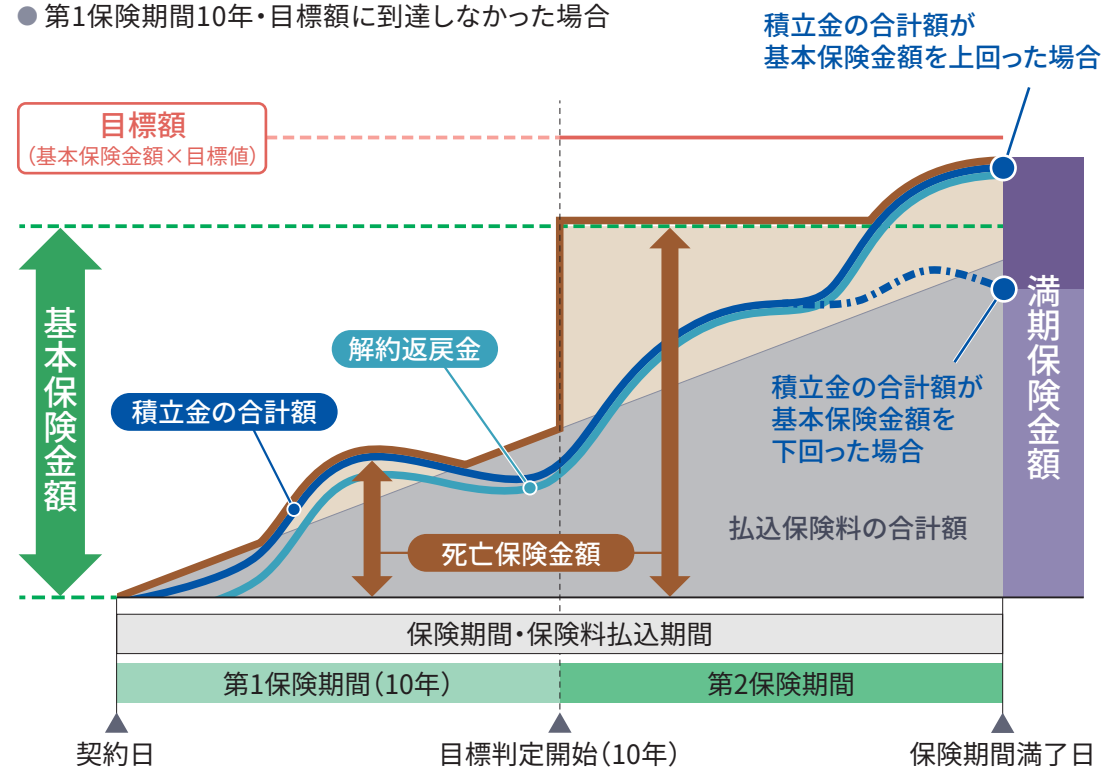
[イメージ図]

告知なしタイプ

● 第1保険期間10年・目標額に到達した場合



● 第1保険期間10年・目標額に到達しなかった場合



※ 「告知なしタイプ」では、高度障害に対する保障はありません。

※ 図は、将来の積立金の合計額、死亡保険金額および満期保険金額等を保証するものではありません。

※ 契約内容によって、積立金の合計額・解約返戻金額等の推移は異なります。



解約返戻金額が設定した目標額に到達しない可能性もあります。

5 引受条件

基本保険金額	最低額：200万円 最高額：7億円（普通死亡保険金額の各通算限度と通算） ※ ご契約いただける基本保険金額は、 契約年齢や健康状態等により異なります。 基本保険金額は、契約時に次のどちらかを指定いただきます。 ① 保険料建（保険料を指定） ② 保険金額建（基本保険金額を指定） 10万円単位で指定した基本保険金額				
最低保険料	月払：5,000円 ／ 半年払：29,000円 ／ 年払：59,000円 （保険料建の場合：1,000円単位、保険金額建の場合：1円単位）				
保険期間・ 保険料払込期間 および契約年齢範囲	保険期間・ 保険料払込期間	契約年齢範囲			
		告知ありタイプ	告知なしタイプ		
			第1保険期間		
			10年	15年	
	10年	0～70歳	—	—	
	15年	0～70歳	—	—	
	20年	0～65歳	51～65歳	—	
	25年	0～60歳	36～60歳	36～60歳	
	30年	0～55歳	20～55歳	20～55歳	
	50歳満期	0～40歳	2～20歳	2～20歳	
	55歳満期	4～45歳	4～25歳	4～25歳	
	60歳満期	4～50歳	4～30歳	4～30歳	
	65歳満期	4～55歳	4～40歳	4～40歳	
	70歳満期	4～60歳	4～45歳	4～45歳	
	75歳満期	4～65歳	4～55歳	4～50歳	
	80歳満期	16～70歳	16～60歳	16～55歳	
85歳満期	16～70歳	16～65歳	16～60歳		
※ 0歳は、申込日が出生の日からその日を含めて14日経過後となります。 ※ 保険金額などの諸条件により、取扱いが異なる場合があります。 くわしくは生命保険募集人にお問い合わせください。					
第1保険期間 （告知なしタイプ）	10年・15年 ※ 契約時に指定いただき、ご契約後は変更できません。				

保険料払込方法（回数）	月払・年払・半年払 ※ 保険料の払込が行われている場合にのみ、保険料払込回数の変更ができます。
保険料払込方法（経路）	・口座振替扱 ・団体扱 ・クレジットカード扱 ※ 下記の場合、クレジットカードの取扱いはできません。 ・半年払・年払 ・法人契約・個人事業主契約
保険料の一括払	● 当月分以後の保険料をまとめて払込みいただくと、保険料を割引きます。一括払した保険料は、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。保険契約が消滅、または保険料の払込免除されたとき等に一括払した保険料に残額があれば払戻します。 ● 一括払した保険料のうち払込期月が到来していない部分については、特別勘定での運用は行いません。
保険料の前納	● 1年分を超える保険料をまとめて払込みいただくと、保険料を割引きます。前納された保険料はマニュアル生命所定の利率で積み立てておき、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。保険料の払込みが必要なくなった場合、前納された保険料の残額があれば払戻します。また、前納期間が満了したとき、前納した保険料の残額があれば、次回以後の保険料と相殺します。 ● 保険料の前納ができる保険料払込方法（回数）は、年払のみです。 ● 前納した保険料のうち払込期月が到来していない部分については、特別勘定での運用は行いません。
保険料の高額割引	基本保険金額が1,000万円以上の場合、保険料を割引きます。
更新	取扱いはありません。
契約日	責任開始日の属する月の翌月1日

6 解約および基本保険金額の減額

解約返戻金額は、解約計算基準日または減額計算基準日^{*1}における積立金の合計額^{*2}から解約控除額を引いた金額となります。解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。

*1 マニユライフ生命が解約または基本保険金額の減額の請求を受付した日の翌営業日

*2 基本保険金額の減額の場合は、減額された部分に対応する積立金の合計額

■ 解約

- 契約を解約して解約返戻金を受取れます。ご契約から10年以内の解約には、解約控除がかかります。解約した場合、以後の保障は消滅します。
- 解約控除額は、基本保険金額に対し経過月数により計算した額となります。被保険者の年齢・性別、保険期間などによって異なるため、一律には表示できません。

■ 基本保険金額の減額

- マニユライフ生命所定の範囲内で基本保険金額を減額することによって、保険料の払込額を少なくしてご負担を軽くすることができます。
- 減額部分は解約されたものとして取扱います。ご契約から10年以内の減額には、解約控除がかかります。
- 解約控除額は、基本保険金額に対し経過月数により計算した額となります。被保険者の年齢・性別、保険期間などによって異なるため、一律には表示できません。
- 基本保険金額の減額を行う場合、「保険料建」のご契約は「保険金額建」に変更になります。



- この保険の解約返戻金額は、払込保険料の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 減額後の基本保険金額または保険料が、マニユライフ生命所定の金額を下回る場合は、基本保険金額の減額をお取扱いできません。
- 特定疾病保険料払込免除特約A型(変額保険用)には解約返戻金はありません。

7 契約者配当金

この保険には、契約者配当金はありません。

8 契約者貸付制度

この保険には、取扱いはありません。

9 保険料払込の自動停止

- 保険料が払込まれないまま保険料払込の猶予期間が過ぎた場合でも、契約者からあらかじめ反対のお申し出がない限り、保険契約を有効に継続させる制度です。
- 保険料払込の猶予期間満了日における積立金の合計額が次の金額以上であるときは、保険料の払込みが自動的に停止されたものとして保険契約が有効に継続されます。

月払契約の場合 ： **告知ありタイプ** 保険料の6ヵ月分

告知なしタイプ 保険料の8ヵ月分

半年払契約の場合 ： 保険料の1年分

年払契約の場合 ： 保険料の2年分

※ 保険料は特約分を含みます。

- 保険料払込の自動停止中も、特別勘定での運用は継続されます。
- 保険料払込の自動停止中も、保険関係費*および運用関係費がかかります。

* 保険料の収納に必要な費用を除きます。

※ 保険料払込の自動停止は、保険料の引き去りができないとき等に保険料払込を停止したものとして取扱うものです。お客さまからのお申出によって保険料払込を停止するものではありません。

※ 法人契約、個人事業主契約の場合、保険料払込の自動停止はお取り扱いできません。

10 変更の取扱い

■ 払済の変額保険Ⅰ型(有期型)

契約日から2年経過後に、解約返戻金をもとに払済の変額保険Ⅰ型(有期型)へ変更することで、保険料の払込みを中止して運用を継続することができます。

■ 払済定額終身保険

- 契約日から2年経過後に、解約返戻金をもとに払済定額終身保険へ変更することで、保険料の払込みを中止して特別勘定による運用を行わない一生涯の保障を受けることができます。
- 告知なしタイプの場合、第1保険期間中は変更はできません。

■ 一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)

保険期間満了の際に、満期保険金を一時払保険料として一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)へ変更することで、運用を継続することができます。

■ 災害保障付一時払終身保険

- 保険期間満了の際に、満期保険金をもとに災害保障付一時払終身保険へ変更することで、特別勘定による運用を行わない一生涯の保障を受けることができます。
- 災害保障付一時払終身保険に変更する場合の積立金額は変更前契約の満期保険金額と同額とし、変更時の積立金額を災害保障付一時払終身保険の基準保険金額とします。

※ 変更の取扱いができない場合があります。

※ **告知なしタイプの場合、変更後についても、高度障害保障はありません。**

11 特別勘定

世界、国内、株式、債券等、多彩な10個の特別勘定からお客さまの運用スタイルにあわせて自由に選択し、組み合わせられます。
お客さまの投資経験等を踏まえ、ご自身の判断で特別勘定を選択してください。

● 選択方法

- ・ 10個の特別勘定から1つまたは複数選ぶことができます。
- ・ 繰入割合を1%単位で指定することができます。

参照

くわしくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。



資金動向・市況動向等により、記載のような運用ができない場合があります。

名称	主な投資対象	主な投資対象となる投資信託等	運用会社等	運用方針
 グローバル・バランス75	投資信託	マニユライフ・国際分散ファンド75 (適格機関投資家専用)	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	● 主として投資信託を通じ、日本債券、日本株式、外国債券および外国株式へ分散投資し、長期的な特別勘定資産の成長を目指します。投資割合は株式資産75%、債券資産25%を基本とし、より高いリターン の獲得を図ります。 ● 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジを行います。
 グローバル・バランス50		マニユライフ・国際分散ファンド50 (適格機関投資家専用)		● 主として投資信託を通じ、日本債券、日本株式、外国債券および外国株式へ分散投資し、長期的な特別勘定資産の成長を目指します。投資割合は株式資産50%、債券資産50%を基本とし、より安定したリターン の獲得を図ります。 ● 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジを行います。
 日本債券型		マニユライフ・日本債券インデックスファンド (適格機関投資家専用)		● 主として投資信託を通じ、国内の公社債に投資し、長期的に着実な特別勘定資産の成長を目指します。
 世界株式アクティブⅠ型		グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし (適格機関投資家向け)	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	● 主として日本や新興国を含む世界の株式を主な投資対象とし、厳選した銘柄に投資する投資信託証券へ投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。 ● 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジは行いません。
 外国株式インデックスⅠ型		マニユライフ・外国株式インデックスファンド・ヘッジあり (適格機関投資家専用)	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	● 主として世界の主要国の株式市場の動きと連動する投資成果を目指す投資信託へ投資し、特別勘定資産の成長を目指します。 ● 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジを行います。
 米国債券型		マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド (適格機関投資家専用)		● 主として信用力の高い米国の投資適格債券に投資する投資信託へ投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。 ● 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジは行いません。
 世界バランスⅡ型	指数連動債券	ダイナミックベータ戦略円建連動債券 (適格機関投資家専用)	BNPパリバ・イシュアンスB.V.	● 主として株式投資の魅力に応じ、「株式ポートフォリオ」と「資産分散ポートフォリオ」への配分を切り替える「基本ポートフォリオ」のリターンとして算出される参照指数に連動する指数連動債券に投資し、中長期的に安定的な特別勘定資産の成長を目指します。
 米国株式アクティブⅠ型	投資信託	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)	アライアンス・バーンスタイン株式会社	● 主として成長の可能性が高いと判断される米国株式に投資を行い、特別勘定資産の成長を目指します。 ● 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジは行いません。
 世界株式環境テーマⅠ型	指数連動債券	クライメットケア株式戦略連動債券 (適格機関投資家専用)	BNPパリバ・イシュアンスB.V.	● 主として日・米・欧の気候変動リスクに配慮した企業により構成される株式指数に連動する指数連動債券に投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。また、市場リスクの高まりにあわせて、リターンの下支えを目的として、機動的に「恐怖指数」とも呼ばれるVIXの先物を活用します。
 日米株式リアルタイム調整Ⅱ型		日米株式リアルタイム調整戦略Ⅱ連動債券 (適格機関投資家専用)	SPACE Ⅱ Limited*	● 日米株式の3つのポートフォリオを組み合わせ運用します。機動的な配分調整と日中取引により安定したパフォーマンスを目指します。各資産への配分には、先物取引を用います。 ● 外貨建資産への投資にあたり、為替ヘッジは行いません。

* モルガン・スタンレーが設計した債券の発行を専門とする特別目的会社 (SPV, Special Purpose Vehicle)

■ 積立金の移転(スイッチング)・繰入割合の変更

- 特別勘定での運用中、自由に特別勘定の種類や繰入割合を変更できます。
- 1保険年度につき、12回までは手数料なしでスイッチングができます。
- 繰入割合およびスイッチングは、1%単位で指定できます。

※ 13回以上は、1回のスイッチングにつき2,500円の手数料がかかります。

※ 1回の積立金の移転で複数の特別勘定の積立金を移転する場合は、スイッチング手数料を移転元のそれぞれの積立金額で按分し差し引きます。

※ 特別勘定の種類によっては、基準となる指標やリスクの種類が変わります。

■ 特別勘定資産の評価方法

- ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
 - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金の増減に反映させます。
- ※ 評価方法は、将来変更することがあります。
- ※ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

■ 特別勘定への繰入日

項目		時期
月払基準保険料*	第1回	契約日より契約日を含めて8日目またはマニユライフ生命が保険契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日末
	第2回以後	① 月払契約の場合 払込期月における月単位の契約応当日またはマニユライフ生命が保険料の入金を確認した日のいずれか遅い日末 ② 年払・半年払契約の場合 ・告知ありタイプ：払込期月およびその翌月 告知なしタイプ：払込期月、その翌月および翌々月 月単位の契約応当日またはマニユライフ生命が保険料の入金を確認した日のいずれか遅い日末 ・上記以外の月 月単位の契約応当日末 ※ 年払・半年払契約の場合、1か月ごとに月払基準保険料(月払契約の場合の保険料)として分割し、保険料の収納に必要な費用を控除して特別勘定へ繰り入れます。 ※ 年払・半年払契約の保険料のうち特別勘定に繰り入れられていない部分については、特別勘定での運用は行いません。
一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)への変更時の一時払保険料		契約日末

* 特定疾病保険料払込免除特約A型(変額保険用)を付加した場合は、特約付加時の月払基準保険料となります。

※ 契約の効力が失われている場合(失効中)は、特別勘定での運用は行いません。

12 諸費用

- この保険にかかる費用は、次の合計額となります。
- 保険関係費

運用関係費
- そのほか、解約控除、スイッチング手数料および年金管理費がかかる場合があります。

参照 ▶ くわしくは、P.30「この保険にかかる費用(注意喚起情報)」をご覧ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に
関する事項については「契約概要」「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

注意喚起情報 | 目次

この保険にかかる費用	P.30
この保険における運用のリスク	P.36
その他留意事項	P.37
1 この商品は生命保険です	P.41
2 クーリング・オフ制度	P.41
3 健康状態等の告知	P.42
4 保障の開始(責任開始期)	P.44
5 保険金をお支払いできない場合	P.46
6 保険料払込の猶予期間、猶予期間内に保険料のお払込がない場合のお取扱い	P.46
7 解約および基本保険金額の減額	P.47
8 ご契約が消滅したとき等における保険料のお取扱い	P.47
9 新たなご契約へ乗り換える場合	P.48
10 特別勘定群	P.48
11 保険金のお支払いに関する手続き等	P.49
12 保険料や保険金等の課税関係	P.50
13 信用リスクと生命保険契約者保護機構	P.51
14 預金等受入金融機関を募集代理店として この商品にご加入されるお客さまへ	P.52
15 各種手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口	P.53

この保険にかかる費用

■ 保険関係費

- 保険期間中に次の保険関係費をご負担いただきます。

内訳	費用	時期
① 保険料の収納に必要な費用	月払基準保険料の 1%	特別勘定への繰入の際に月払基準保険料から控除します。
② 保険契約の締結に必要な費用	被保険者の年齢・性別、保険期間などによって異なるため、一律には表示できません。	月単位の契約応当日末(契約日の属する月については繰入日末)に積立金から控除します。
③ 保険契約の維持に必要な費用(①を除きます。)		
④ 【告知ありタイプ】 死亡保障などに必要な費用(危険保険料) 【告知なしタイプ】 死亡保障に必要な費用(危険保険料)		
⑤ 保険料払込免除に関する費用		
⑥ 特定疾病保険料払込免除特約A型(変額保険用)による保険料払込免除に関する費用		
⑦ 特別勘定の管理に必要な費用	積立金の合計額に対して年率 0.50%	
⑧ 基本保険金額保証に関する費用	積立金の合計額に対して年率 0.01%	

次のページへ続く ➡

- ※ ④の危険保険料は、積立金の合計額が少ないときは、積立金の合計額が多いときと比べ多くなります。
また、月単位の契約応当日における被保険者の年齢などによって計算されるため、保険契約締結後でも変動します。
- ※ 保険料払込の自動停止により、保険料のお払込みが停止されている期間中は、①のご負担はありません。
- ※ 特別勘定の資産運用成果により、月単位の契約応当日の前日における積立金額等に基づいてマニュライフ生命の定める方法で計算した額が基本保険金額（告知なしタイプかつ第1保険期間中の場合は、月払基準保険料に契約日からの経過月数（月数未満切り上げ）を乗じた額）をこえる場合、④のご負担はありません。
- ※ 告知なしタイプの場合、⑤のご負担はありません。
- ※ ⑥の費用は、特定疾病保険料払込免除特約A型（変額保険用）を付加した場合のみご負担いただきます。特定疾病保険料払込免除特約A型（変額保険用）が消滅した場合には、以後のご負担はありません。
- ※ 払済の変額保険Ⅰ型（有期型）および一時払の変額保険Ⅰ型（有期型）への変更後は、①、②、⑤、⑥および⑧のご負担はありません。
- ※ 払済定額終身保険および災害保障付一時払終身保険への変更後は保険関係費（①から⑧）のご負担はありません。
- ※ 目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険への移行後、また、無配当年金特約による年金基金設定日以後は保険関係費（①から⑧）のご負担はありません。

- 積立金から控除する保険関係費の金額が積立金の合計額をこえるときは、積立金の合計額の全額を控除し、そのこえる部分は翌月以降の月単位の契約応当日末に積立金から控除します。なお、積立金の合計額がゼロとなった場合でも保険契約の効力は失われません。
- 保険契約の復活をした場合、保険料の払込方法（回数）に応じて、つぎのとおり取り扱います。
 - ・ 月払契約の場合
マニュライフ生命が延滞保険料の入金を確認した日末に、延滞保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額を特別勘定へ繰り入れます。また、この金額を特別勘定へ繰り入れた時にマニュライフ生命の定める方法により計算された保険関係費（保険料の収納に必要な費用を除きます。）を積立金から控除します。
 - ・ 年払契約または半年払契約の場合
マニュライフ生命が延滞保険料の入金を確認した日末に、延滞保険料のうち、払込期月から延滞保険料の入金を確認した月までの月数に応じた月払基準保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額を特別勘定へ繰り入れます。また、この金額を特別勘定へ繰り入れた時にマニュライフ生命の定める方法により計算された保険関係費（保険料の収納に必要な費用を除きます。）を積立金から控除します。
- 特別保険料法による特別条件が付された場合、月払基準保険料には特別保険料を含みます。

次のページへ続く ➡

■ 運用関係費

(特別勘定の運用にかかる費用)

- 特別勘定での運用期間中に次の運用関係費をご負担いただきます。

特別勘定	主な投資対象	費用	時期
グローバル・バランス75	投資信託	年率 0.36% *1 (税抜)	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
グローバル・バランス50		年率 0.28% *1 (税抜)	
日本債券型		年率 0.25% *1 (税抜)	
世界株式アクティブⅠ型		年率 0.61% *1 (税抜)	
外国株式インデックスⅠ型		年率 0.25% *1 (税抜)	
米国債券型		年率 0.53% 程度*1*2 (税抜)	
世界バランスⅡ型	指数連動債券	年率 0.85% *3 (消費税対象外)	
米国株式アクティブⅠ型	投資信託	年率 0.82% *1 (税抜)	
世界株式環境テーマⅠ型	指数連動債券	年率 0.65% *3 (消費税対象外)	
日米株式リアルタイム調整Ⅱ型		年率 0.15% *3 (消費税対象外)	

*1 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して(信託報酬)

*2 主な投資対象である外国投資信託の運用残高等により費用が変動することがあるため固定費用として表示することができません。

*3 特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して(管理費用)

※ そのほか、つぎの費用がかかります。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、投資信託の基準価格または債券の価格に反映することとなります。したがって、お客様にはこれらの費用を間接的にご負担いただくことになります。

・ 特別勘定の投資対象が投資信託の場合、上記の信託報酬のほかに、運用関係費として信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する諸費用ならびに信託財産に係る監査報酬など)および消費税がかかります。

・ 特別勘定の投資対象が指数連動債券の場合、上記の管理費用のほかに、金融派生商品の取引にかかる費用として、参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用など(実質的に有価証券などを売買・保有することに伴う費用)がかかります。

※ 運用関係費のうち、信託報酬および管理費用以外にかかる費用は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。

※ 運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更される可能性があります。

※ 積立金の合計額がゼロとなった場合、運用関係費のご負担はありません。

※ 払済定額終身保険および災害保障付一時払終身保険への変更後は運用関係費のご負担はありません。

※ 目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険への移行後、また、無配当年金特約による年金基金設定日以後は運用関係費のご負担はありません。

次のページへ続く ➡

■ 解約、減額時、払済の変額保険Ⅰ型(有期型)への変更時 および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

- 契約日から10年以内の解約、減額、払済の変額保険Ⅰ型(有期型)への変更および払済定額終身保険への変更には解約控除をご負担いただきます。
- 解約控除額は、基本保険金額に対し経過月数により計算した額となります。被保険者の年齢・性別、保険期間などによって異なるため、一律には表示できません。

※ 解約計算基準日または減額計算基準日が、第1回の月払基準保険料の繰入日前の場合、解約控除のご負担はありません。

※ 払済の変額保険Ⅰ型(有期型)、払済定額終身保険、一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)または災害保障付一時払終身保険への変更後に解約、減額をした場合、解約控除のご負担はありません。

※ 目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険への移行後に解約、減額をした場合、また、無配当年金特約による年金基金設定日以後に無配当年金特約を解約した場合、解約控除のご負担はありません。

■ スイッチング手数料

- 1保険年度に12回をこえる積立金の移転(スイッチング)を行なった場合、次のスイッチング手数料をご負担いただきます。

費用	時期
1回のスイッチングにつき 2,500円	スイッチングの際に移転元の特別勘定の積立金から控除します。

■ 年金管理費

(無配当年金特約による年金支払期間中にご負担いただく費用)

- 年金支払期間中、次の年金管理費(年金支払の管理にかかる費用)をご負担いただきます。

費用	時期
責任準備金額に 0.4% を乗じた額	年金支払日に責任準備金から控除します。

この保険における運用のリスク

- この保険は、特別勘定での運用実績によって、積立金の合計額、解約返戻金額、将来の死亡保険金額および満期保険金額等が変動(増減)する変額保険です。
- 特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあります。
- このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、**次の金額*が「払込保険料の合計額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者が負います。また、指数連動債券に投資する特別勘定の場合、上記のリスクのほか、指数連動債券の発行体および保証会社の信用リスクは、契約者が負います。

・「**積立金の合計額**」

・「**解約返戻金額**」

・「**満期保険金額**」

* 減額をしていた場合は、「その解約返戻金額」と「減額後の保険金等お支払いする金額」の合計額

- 特別勘定の変更および積立金の移転(スイッチング)を行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。

その他留意事項

- 被保険者が死亡（告知なしタイプの場合は第2保険期間中の死亡に限ります。）または所定の高度障害状態に該当（告知ありタイプのみ）した場合の死亡保険金または高度障害保険金は、基本保険金額を下回ることはありません。
 - ・ **満期保険金額および解約返戻金額には最低保証はありません**ので、払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- 告知なしタイプの場合、保険期間にわたって高度障害保障および保険料の払込免除の取り扱いはありません。
- 告知ありタイプの場合、いったん失効したご契約でも、所定の手続きを取っていただいたうえでご契約を復活させることができます。
 - ・ 復活が可能な期間はご契約が失効した日からその日を含めて3か月以内となります。
 - ・ ご契約が失効している間は、特別勘定での運用は行ないません。
- 保険料が払い込まれないまま保険料払込の猶予期間が過ぎた場合でも、保険料払込の猶予期間満了日における積立金の合計額が下表Aの額以上であるときは、ご契約者からあらかじめ反対のお申し出がない限り、保険料払込の猶予期間満了日の翌日に下表Bの保険料のお払込みが自動的に停止されたものとして保険契約を有効に継続させます。保険料払込の自動停止が行なわれた場合、保険料払込の猶予期間満了日の属する月の翌々月以後最初に到来する払込期月の保険料から、自動的に保険料のお払込みが再開されるものとします。

保険料の払込方法 (回数)	A	B
月払契約	・ 告知ありタイプの場合、保険料の6か月分 ・ 告知なしタイプの場合、保険料の8か月分	未払込保険料となった払込期月の保険料から保険料払込の猶予期間満了日の属する月の翌月を払込期月とする保険料まで
年払契約	保険料の2年分	未払込保険料となった払込期月の保険料
半年払契約	保険料の1年分	未払込保険料となった払込期月の保険料

- ・ 保険料払込の自動停止中も、特別勘定での運用は継続します。
- ・ 保険料払込の自動停止中も、保険関係費（保険料の収納に必要な費用を除きます）および運用関係費をご負担いただきます。
- ・ **保険料払込の自動停止が行なわれた場合、通常通り保険料のお払込みがあった場合と比べ、積立金の合計額は少なくなります。**
- ・ 保険料払込の自動停止が行なわれた保険料をその後払い込むことはできません。

- 告知なしタイプの場合、保険料が払い込まれないまま保険料払込の猶予期間が過ぎ、かつ、保険料払込の自動停止が行なわれないときには、保険契約は、猶予期間満了日の翌日に将来に向かって解除されます（失効・復活のお取り扱いはありません）。
- 契約日から2年経過後の保険料払込期間中、払済の変額保険Ⅰ型（有期型）へ変更することができます。
 - ・ 次のいずれかに該当する場合は、払済の変額保険Ⅰ型（有期型）への変更は取り扱いません。
 - ① 変更日において、契約日から2年を経過していない場合
 - ② 変更後の基本保険金額が50万円に満たない場合
 - ③ 変更日において、保険料前納期間中の場合または保険料一括払期間中の場合
 - ④ 保険料のお払込みが免除されている場合
 - ⑤ 特別条件が付されている場合
 - ⑥ 変更前契約が払済の変額保険Ⅰ型（有期型）、払済定額終身保険、一時払の変額保険Ⅰ型（有期型）または災害保障付一時払終身保険の場合
 - ⑦ 変更前契約が目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険に移行した契約の場合
 - ・ 告知なしタイプの場合、払済の変額保険Ⅰ型（有期型）への変更後も高度障害保障はありません。
- 契約日から2年経過後の保険料払込期間中、払済定額終身保険へ変更することができます。
 - ・ 次のいずれかに該当する場合は、払済定額終身保険への変更は取り扱いません。
 - ① 変更日において、契約日から2年を経過していない場合
 - ② 変更後の保険金額が100万円に満たない場合
 - ③ 変更日において、保険料前納期間中の場合または保険料一括払期間中の場合
 - ④ 保険料のお払込みが免除されている場合
 - ⑤ 特別条件が付されている場合
 - ⑥ 変更前契約が払済の変額保険Ⅰ型（有期型）、払済定額終身保険、一時払の変額保険Ⅰ型（有期型）または災害保障付一時払終身保険の場合
 - ⑦ 変更前契約が目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険に移行した契約の場合
 - ⑧ 告知なしタイプかつ第1保険期間中の場合
 - ・ 払済定額終身保険への変更受付日の翌日以後は、特別勘定での運用は行ないません。
 - ・ 払済定額終身保険への変更受付日の翌日以後は、満期保険金はありません。
 - ・ 払済定額終身保険への変更受付日の翌日に、目標到達時災害保障付終身保険移行特約は消滅します。
 - ・ 告知なしタイプの場合、払済定額終身保険への変更後も高度障害保障はありません。

- 保険期間満了の際に、一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)へ変更することができます。
 - ・ 次のいずれかに該当する場合は、一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)への変更は取り扱いません。
 - ① 変更後の基本保険金額が50万円に満たない場合
 - ② 変更前契約の保険期間満了日において、保険料のお払込みが免除されている場合
 - ③ 変更前契約の保険期間満了日において、特別条件が付されている場合
 - ④ 変更前契約の保険期間満了日において、ご契約者と満期保険金受取人が同一でない場合
 - ⑤ 変更前契約が払済の変額保険Ⅰ型(有期型)、払済定額終身保険、一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)または災害保障付一時払終身保険の場合
 - ⑥ 変更前契約が目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険に移行した契約の場合
 - ・ 告知なしタイプの場合、一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)への変更後も高度障害保障はありません。
- 保険期間満了の際に、災害保障付一時払終身保険へ変更することができます。
 - ・ 次のいずれかに該当する場合は、災害保障付一時払終身保険への変更は取り扱いません。
 - ① 変更後の基準保険金額が50万円に満たない場合
 - ② 変更前契約の保険期間満了日において、保険料のお払込みが免除されている場合
 - ③ 変更前契約の保険期間満了日において、特別条件が付されている場合
 - ④ 変更前契約の保険期間満了日において、ご契約者と満期保険金受取人が同一でない場合
 - ⑤ 変更前契約が払済の変額保険Ⅰ型(有期型)、払済定額終身保険、一時払の変額保険Ⅰ型(有期型)または災害保障付一時払終身保険の場合
 - ⑥ 変更前契約が目標到達時災害保障付終身保険移行特約による災害保障付終身保険に移行した契約の場合
 - ・ 告知なしタイプの場合、災害保障付一時払終身保険への変更後も高度障害保障はありません。

- 「目標到達時災害保障付終身保険移行特約」を付加した場合は、契約日の10年経過後の契約応当日以後に解約返戻金額が目標額に到達したときに、災害保障付終身保険への移行が行なわれます。
 - ・ 保険期間が10年以下の契約に「目標到達時災害保障付終身保険移行特約」を付加することはできません。
 - ・ 契約日の10年経過後の契約応当日の前日までに解約返戻金額が目標額に到達しても、災害保障付終身保険への移行は行なわれません。
 - ・ 契約日から10年経過していても、ご契約が失効している間は目標額到達の判定を行ないません。
 - ・ 災害保障付終身保険への移行後は、特別勘定での運用は行ないません。
 - ・ 災害保障付終身保険への移行後は、満期保険金はありません。
 - ・ 告知なしタイプの場合、災害保障付終身保険への移行後も高度障害保障はありません。
- ・ 「目標到達時災害保障付終身保険移行特約」を付加する前、または目標額に到達する前に、減額または払済の変額保険Ⅰ型(有期型)に変更した場合、目標額は、減額または払済の変額保険Ⅰ型(有期型)に変更後の基本保険金額に応じた目標額となります。減額または払済の変額保険Ⅰ型(有期型)に変更後の基本保険金額に応じた目標額に到達しても、減額または払済の変額保険Ⅰ型(有期型)に変更前の運用実績によっては、目標到達時の解約返戻金額(減額の場合は減額時にお支払いした解約返戻金額との合計額)が、払込保険料の合計額を下回ることがあります。

1 この商品は生命保険です

- この商品は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。

2 クーリング・オフ制度

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 申込日または第1回保険料相当額の払込日*のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、払込みいただいた金額をお返しいたします。

* クレジットカードによる払込みの場合は、マニユライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日とします。

- マニユライフ生命が指定する医師による診査の後や、契約者が法人の場合等は、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

クーリング・オフのお申し出方法

次の事項をご記入のうえ*1、マニユライフ生命の本社宛てに書面*2によりお申し出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込書お客様控に記載の申込番号
- ③ 返金先口座 [銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]*3
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

*1 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。

*2 お客さまの個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。

*3 申込者または契約者名義の口座に限ります。口座名義人名はカタカナでご記入ください。

記入例

マニユライフ生命保険株式会社 御中
私は契約の申込みの撤回を行います。
契約者 ○○○○
申込番号 XXXXXXXXXXX(11桁)
返金先口座 ○○銀行○○支店
普通 △△△△△△△ 口座名義人 ○○○○
申出日 △年△月△日
住所 東京都○○区○○町△ー△ー△
氏名 ○○○○(自署)

書面(封書)の送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー
マニユライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申し出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申し出はできません。

参照 クーリング・オフは、[マニユライフ生命ホームページ](http://www.manulife.co.jp)(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

3 健康状態等の告知

告知ありタイプ

契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約を解除することがあります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」でマニユライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権はマニユライフ生命(会社所定の「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」)およびマニユライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
- 傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。
- マニユライフ生命の担当職員またはマニユライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または保険金のご請求および保険料の払込み免除のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

次のページへ続く ➡

告知義務違反によるご契約の解除・取消について

- 告知していただくことがらは、告知書（情報端末のお手続き画面を含みます。）に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活の際の責任開始日）からその日を含めて2年以内であれば、マニユライフ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込みを免除する事由が発生していても、払込みを免除することはできません。
- 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たにご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。**告知が必要な傷病歴等がある場合、新たにご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために、新たにご契約が解除となる場合、あるいは詐欺により取消となる場合があります。**



告知なしタイプ

- ご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、被保険者の健康状態等の告知を求めません。
- 入院中（入院予定・一時退院中も含む）等の被保険者のお申込みは取扱いできません。
- その他、マニユライフ生命で得た情報をもとに総合的に判断します。

4 保障の開始（責任開始期）

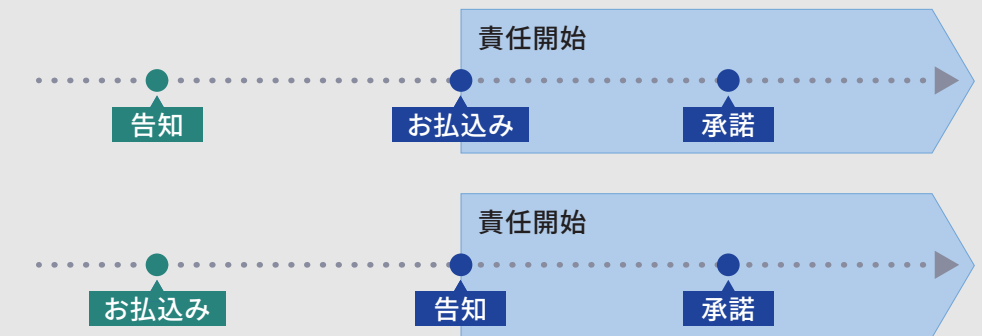
この保険では、責任が開始される日の属する月の翌月1日を契約日とします。

告知ありタイプ

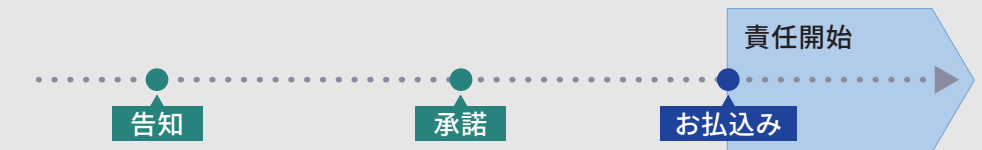
- お申込みいただいたご契約をマニユライフ生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額の払込みがともに完了した時*（責任開始期）から、マニユライフ生命はご契約上の責任を開始します。
* クレジットカードによる払込みの場合は、マニユライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日とします。
- ただし、特定疾病保険料払込免除特約A型（変額保険用）を付加した場合におけるガンに関する保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目からとなります。

責任開始の例

- マニユライフ生命の**承諾前**にお払込みがあった場合



- マニユライフ生命の**承諾後**にお払込みがあった場合

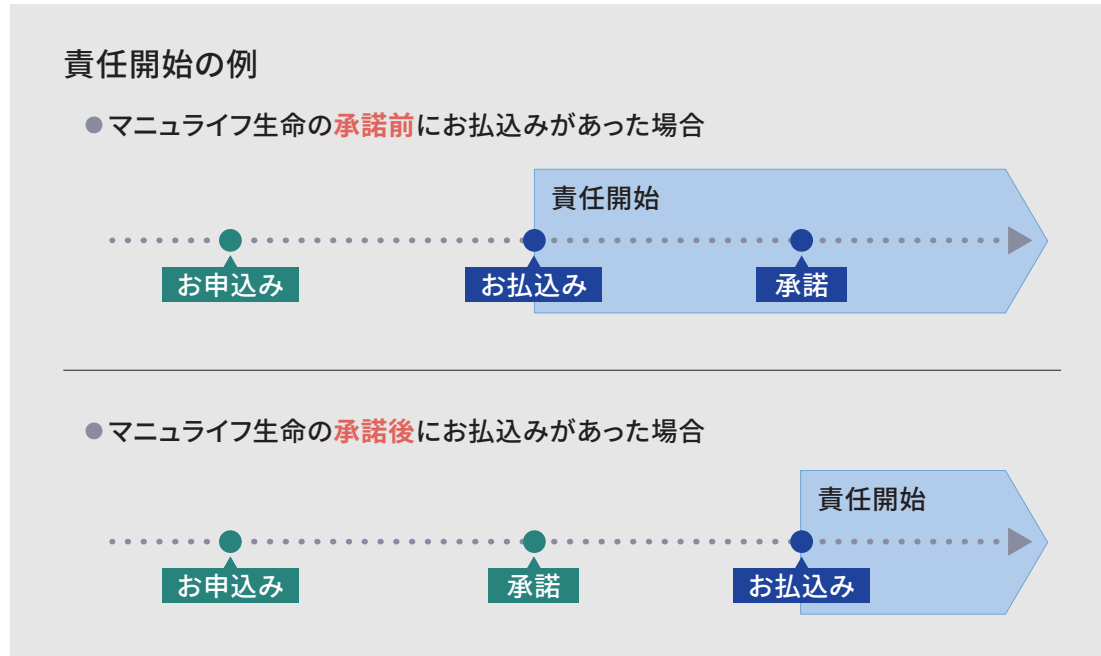


次のページへ続く ➡

告知なしタイプ

- お申込みいただいたご契約をマニユライフ生命が承諾した場合には、第1回保険料相当額の払込みが完了した時*（責任開始期）から、マニユライフ生命は契約上の責任を開始します。

* クレジットカードによる払込みの場合は、マニユライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日とします。



- 生命保険募集人は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ・ 保険金の免責事由に該当した場合
 [例] 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、受取人等の故意による支払事由該当等
- ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合（告知ありタイプのみ）
- ・ 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 [例] 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- ・ 保険料の払込みがなく、ご契約が失効した場合（告知ありタイプのみ）
- ・ 保険料の払込みがなく、ご契約が解除された場合（告知なしタイプのみ）
- ・ 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合
- ・ 保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

6 保険料払込の猶予期間、猶予期間内に保険料のお払込がない場合のお取扱い

保険料の払込みがないと、告知ありタイプの場合は、ご契約が失効することがあります。
告知なしタイプの場合は、ご契約が解除されることがあります。

- 保険料は払込期月（保険料を払込みいただく月）内に払込みください。なお、払込期月内に払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。

告知ありタイプ

- 告知ありタイプの場合、保険料払込の猶予期間内に保険料の払込みがないと、猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。ただし、保険料払込の自動停止が可能な場合には、あらかじめお申し出がない限り、保険料の払込みが自動的に停止されたものとしてご契約を有効に継続させます。この場合、通常通り保険料の払込みがあった場合と比べ、積立金の合計額は少なくなります。
- いったん失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3か月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態等によっては復活できない場合があります。

次のページへ続く ➡

告知なしタイプ

- 告知なしタイプの場合、失効・復活の取扱いはありません。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料の払込みがないと、猶予期間満了日の翌日にご契約は解除されます。ただし、保険料払込の自動停止が可能な場合には、あらかじめお申し出がない限り、保険料の払込みが自動的に停止されたものとしてご契約を有効に継続させます。この場合、通常通り保険料の払込みがあった場合と比べ、積立金の合計額は少なくなります。
- 解除となった場合、ご契約の復活はできません。

7 解約および基本保険金額の減額

参照 くわしくは、**P.19「6.解約および基本保険金額の減額(契約概要)」**をご覧ください。

8 ご契約が消滅したとき等における保険料のお取扱い

- 保険料を月払により払込みいただいた場合、ご契約が消滅したとき等に、保険料の未経過分の払戻しはありません。
- 例えば、1月分の月払保険料を払込みいただき、1月中にご契約が消滅したとき(保険金をお支払いしたとき、解約または解除されたとき等)、または保険料の払込みが免除されたとき等に、払込まれた1月分の月払基準保険料から払い戻す金額はありません。
- ただし、保険料を半年払、年払、一括払または前納により払込みいただいた後、保険契約が消滅したとき(保険金をお支払いしたとき、解約または解除されたとき等)、保険契約に充当していない保険料がある場合には、充当していない保険料を払い戻します。

※ 保険料は特約分を含みます。

9 新たなご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みを行った場合、不利益となる事項があります。

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。
 - ・ 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
 - ・ 新たなご契約については、告知義務違反の場合、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の原因による発病の場合等には、保険金が支払われないことがあります。

10 特別勘定群

- 変額保険Ⅰ型(有期型)では、2つ以上の特別勘定をグループ化した特別勘定群を販売窓口ごとに設定することがあります。
- 契約者は、お申込みの際に特別勘定群を指定するものとし、指定された特別勘定群に含まれない特別勘定については、特別勘定の変更等を行うことはできません。
- 当窓口以外の特別勘定群および特別勘定に関しては、マニユライフ生命コールセンターにお問合せください。

マニユライフ生命コールセンター

0120-063-730 受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 各特別勘定に関する詳しい内容(特別勘定の種類、運用方針等)については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

11 保険金のお支払いに関する手続き等

■ お支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニユライフ生命コールセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり／約款」、マニユライフ生命ホームページに記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- マニユライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、マニユライフ生命コールセンターに必ずご連絡ください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはマニユライフ生命コールセンターにご連絡ください。

■ 保険金の代理請求について（告知ありタイプのみ）

- 被保険者が受取人となる保険金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

参照 ▶ くわしくは、「ご契約のしおり」をご覧ください。

12 保険料や保険金等の課税関係

■ 保険料と税金

- 払込みいただいた保険料は、払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
 - 他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
- ※ 一括払または前納により保険料を払込みいただいた場合、その年に払込期日が到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額のみが「生命保険料控除」の対象となります。
年払・半年払では、その年中に支払った保険料が「生命保険料控除」の対象となります。

生命保険料控除の対象となる保険料

- 1月から12月までに払込みいただいた正味保険料の合計額です。

■ 保険金等にかかる税金

保険金等	契約者	被保険者	受取人	税金の種類
死亡保険金 災害死亡保険金	本人	本人	配偶者 または子	相続税
	本人	配偶者 または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
	本人	配偶者 （子）	子 （配偶者）	贈与税
満期保険金	本人	－	本人	所得税（一時所得）＋住民税
	本人	－	配偶者 または子	贈与税
解約返戻金	本人	－	本人	所得税（一時所得）＋住民税

保険金の非課税扱いについて（告知ありタイプのみ）

- 高度障害保険金および災害高度障害保険金は、被保険者本人が受け取られた場合は非課税となります。

【ご参考】 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱いになります。
50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\begin{aligned} \text{一時所得の課税対象額} = \\ \{ \text{収入} - \text{必要経費（一時払保険料等）} - \text{特別控除（50万円）} \} \times 1/2 \end{aligned}$$

次のページへ続く ➡



税務上の取扱いについては、2025年7月現在の内容であり、今後、税制の変更等により取扱いが変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

参照 くわしくは、「[ご契約のしおり](#)」をご覧ください。

13 信用リスクと 生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

- マニユライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**
- 生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

14 預金等受入金融機関を 募集代理店としてこの商品に ご加入されるお客さまへ

- この商品は生命保険であり預金等ではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- この商品のご契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 預金等受入金融機関がこの商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめ契約者・被保険者となる方の勤務先等をご申告いただき、ご申告いただいた情報について、預金等受入金融機関の保険募集制限の対象等に該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令等の制限を受けることがあります。

15 各種お手続きやご契約に関する お問い合わせ窓口

■ マニユライフ生命へのお問い合わせ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。

マニユライフ生命コールセンター

0120-063-730 受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

※ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



お客さまの個人情報のお取扱い

マニユライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニユライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。



「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認

マニユライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項(氏名・住所・生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行っています。

参照

くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」、マニユライフ生命ホームページの[個人情報保護方針](#)、「[犯罪収益移転防止法](#)」にもとづく取引時確認等に関する[お願い](#)をご覧ください。



金融犯罪ゼロ社会を目指して

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、

- 個人名義口座へのお振込みをご案内したり現金をお預かりしたりいたしません。
- 以下のような投資などを紹介、勧誘することはありません。
 - ・ 特別な商品と騙って、高配当をうたい加入を勧めること
 - ・ 業務外と断ったうえで投資話を持ちかける、投資家を紹介すること